

令和8年6月1日現在

料 金 表（訪問リハビリテーション）

南海医療センター附属介護老人保健施設

訪問リハビリテーション料金表

*表は負担割合が1割の場合を示す

基本料金 （*1回は20分実施）		負担額
訪問リハビリテーション費	308単位/回	308円/回
サービス提供体制強化加算（Ⅰ） *1	6単位/回	6円/回
サービス提供体制強化加算（Ⅱ） *2	3単位/回	3円/回

その他特別な加算		負担額
リハビリテーションマネージメント加算イ *3	180単位/月	180円/月
リハビリテーションマネージメント加算ロ *4	213単位/月	213円/月
医師が利用者又はその家族に説明した場合 （上記加算（イ）、（ロ）に加えて算定） *5	270単位/月	270円/月
移行支援加算	17単位/回	17円/回

介護予防訪問リハビリテーション料金表

*表は負担割合が1割の場合を示す

基本料金 （*1回は20分実施）		負担額
訪問リハビリテーション費	308単位/回	308円/回
サービス提供体制強化加算（Ⅰ） *1	6単位/回	6円/回
サービス提供体制強化加算（Ⅱ） *2	3単位/回	3円/回

令和8年 介護職員等処遇改善加算 基本料金と加算料金の合計に1.5%が加算されます。
6月より

- *1 サービス提供体制加算（Ⅰ）は、厚生労働省が定める基準（訪問リハビリテーションを提供する理学療法士等のうち7年以上の者が1人以上）に適合しているものとして届出を行った事業所が訪問リハビリを行った際に加算されます。
- *2 サービス提供体制加算（Ⅱ）は、厚生労働省が定める基準（訪問リハビリテーションを提供する理学療法士等のうち3年以上の者が1人以上）に適合しているものとして届出を行った事業所が訪問リハビリを行った際に加算されます。
- *3 リハビリテーションマネージメント加算（イ）は、①医師はリハビリテーション実施にあたり詳細な指示を行い内容を記録する事、②リハビリテーション会議を開催し記録する事、③3月に1回以上、リハビリテーション会議を開催し計画書を見直す事、④訪問リハビリテーション計画について、当該計画の作成に関与した理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得るとともに、説明した内容等について医師へ報告、⑤指定居宅サービス等の担当者と情報の共有を図り介護の工夫に関する指導及び助言を行った場合に算定。
- *4 リハビリテーションマネージメント加算（ロ）は、加算（イ）の要件に適合。計画書等の情報を厚生労働省に提出しフィードバックの活用をしていること。
- *5 計画について医師が利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得た場合に加算（イ）、加算（ロ）に加えて算定。